

新型コロナウイルスワクチンの追加接種(4回目)のお知らせ

電話での予約は「推奨する予約受付期間」にお願いします

4回目接種は、7月4日(月)から開始します。予約方法には、LINE予約やおまかせ予約などがありますが、予約専用電話での予約は、混雑緩和のため、「推奨する予約受付期間」(別表1参照)に電話してください。詳しくは、新型コロナウイルスワクチン接種対策室(健康増進課内・☎01321)へ。

4回目接種の対象者

ワクチンの3回目接種の完了日から5カ月以上経過した人のうち、次のどちらかに当てはまる人

- ▽60歳以上の人
- ▽18歳以上60歳未満で、基礎疾患を有する人や、重症化リスクが高いと医師が認める人

※これらに該当しない人は4回目接種は受けられません

4回目接種の接種券発送

〈60歳以上の人〉

3回目接種日から5カ月が経過する前月に接種券が

届くように順次発送します。〈18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する人など〉

本人からの事前申請に基づき接種券を発送します。

申請方法は、①電子申請、②電話申請、③書類申請の3種類です。申請方法の詳細は、広報しづかわ6月15日号2ページまたは左の2次元コード



4回目接種で使用するワクチンの種類

4回目接種では、1〜3回目接種で接種したワクチン

LINEで予約する場合の予約受付スケジュールはこちら



の種類に関わらず、ファイザー社製またはモデルナ社製のワクチンを使用します。ノババックス社製のワクチンは、4回目接種では使用できません(1〜3回目接種のみ使用可)。※ノババックス社製の1〜3回目接種については、県ワクチン接種推進課(☎027-897-2652)へお問い合わせください

4回目接種の接種場所

接種ができる医療機関 別表2のとおり

※医療機関ごとに接種開始日や接種できる曜日・時間、ワクチンの種類が異なります

4回目接種の予約方法

接種券が届いたら、次の①〜④のいずれかの方法で、3回目接種から5カ月経過後の日付で予約してください。

なお、予約専用電話で予約する場合は、「推奨する予約受付期間」(別表1を参照)に電話してください。

※LINEで予約する場合は、LINE予約システムは2ページ2次元コードで確認してください

接種日時・医療機関を定める予約方法①②③

①ぐんまワクチン接種LINE予約システム

下の2次元コードから県デジタル窓口へ登録し、予約してください。



②LINE予約サポート窓口

市役所本庁舎および各行政センターでLINE予約の支援を実施しています。

受付時間 午前8時30分〜午後5時15分(閉庁日を除く) 持ち物 スマートフォンまたはタブレット(持っている人のみ)、接種券

※市のタブレットを使用することもできます

③渋川市コロナワクチン予約専用電話

電話番号 050-888-26271

受付時間 午前8時30分〜午後7時(月曜日を除く)

①③の予約の共通事項 ①〜③の予約方法は、毎週、月曜日の午前8時30分〜火曜日の午前8時30分(月曜日が祝日の場合は火曜日の同時刻)は、予約システムの調整のため、予約受付を休止します(直接予約を受ける医療機関は除く)。

接種日時・医療機関を市が指定する方法④

④おまかせ予約 自分で予約をとることが難しい人や、接種日時等に特段の希望がない人に、市が接種日時などを指定する方法です。

予約に当たつての条件 接種日や場所、ワクチンの種類の指定ができません。調整に時間を要するため、接種時期が遅くなります。 申込方法 接種券と同封する「予約申込書(返信用はがき)」を記入し、市に郵送

(別表2) 追加接種(3・4回目)ができる医療機関一覧 ○→取り扱いあり ×→取り扱いなし

「ぐんまワクチン接種LINE予約システム」または予約専用電話(☎050-8882-6271)で予約する医療機関

地区	医療機関名	ファイザー	モデルナ	地区	医療機関名	ファイザー	モデルナ
渋川	石北医院	○	×	渋川	とまるクリニック	○	○
	神山内科医院	○	○		いのうえ耳鼻咽喉科医院	○	○
	川島医院	○	○		ふるまき内科医院	○	○
	川島内科クリニック	○	○		北毛病院	×	○
	慶生医院	○	○		大谷内科クリニック	○	○
	関口病院	○	×		渋川中央病院	○	×
	高野外科胃腸科医院	○	○		みゆきだ内科医院	○	○
	塚越クリニック	○	×		森医院	○	×
	中野医院	○	○	伊香保	原沢医院	○	○
	奈良内科医院	○	×	赤城	赤城開成クリニック	○	○
	北毛診療所	×	○	北橋	上之原病院	×	○
	湯浅内科クリニック	○	×		北関東循環器病院	×	○
	井口医院	○	×		佐藤医院	○	○
	斎藤内科外科クリニック	○ (18歳以上のみ)	×	※3回目接種の予約は、4回目接種と同じ方法で受け付けます			

直接医療機関で予約を受ける医療機関

地区	医療機関名	予約受付	ファイザー	モデルナ
渋川	青い鳥ファミリークリニック ※7月21日(木)から接種開始予定	クリニックのホームページから予約 予約受付対応日:随時	○	×
	有馬クリニック ※4回目接種のみ実施	電話予約(☎24-8818) 予約受付対応日:月・火・水・金曜日 電話受付時間:午後1時〜3時	○	×
	本沢医院 ※かかりつけの20歳以上の人のみ	電話予約(☎23-6411) 予約受付対応日:月〜土曜日 電話受付時間:午前9時〜11時30分、午後1時30分〜5時30分	○	○

※週ごとに取り扱うワクチンに限りがあるため、予約時に希望するワクチンが選べない場合があります。また、ファイザーおよびモデルナの両方のワクチンを取り扱う医療機関について、週によっては片方のワクチンのみを取り扱う場合があります。 ※吉岡町、榛東村の医療機関の予約方法については、吉岡町コールセンター(☎050-5445-3744)または榛東村コールセンター(☎050-5445-6215)へお問い合わせください

(別表1) 予約専用電話で予約する場合の「推奨する予約受付期間」など

3回目接種日	推奨する予約受付期間(※1)	予約ができる接種日
2月3日まで	6月21日〜7月3日(日)	7月4日(月)〜17日(日)
2月4日〜10日	6月28日〜7月3日(日)	7月11日(月)〜17日(日)
	7月5日(火)〜10日(日)	7月18日(祝)〜24日(日)
2月11日〜17日	7月12日(火)〜18日(祝)	7月25日(月)〜31日(日)
2月18日〜28日	7月20日(水)〜31日(日)	8月1日(月)〜14日(日)

※1 予約専用電話の混雑緩和のため、推奨する予約受付期間前は予約専用電話による予約は受け付けません(LINE予約は可)。3回目接種日(予診票に記載されています)をよく確認してから予約してください。 ※2 上記以降も追加接種は継続します。日程は定期的に広報しづかわなどでお知らせします。 ※3 スケジュールは、国・県からのワクチン供給量などにより変更となる場合があります。

市内で実施している新型コロナワクチン接種(4回目接種以外) 詳細は、各2次元コードを確認してください

初回接種(1・2回目) 小児(5〜11歳)		初回接種(1・2回目) 12歳以上		追加接種 (3回目)	
--------------------------	--	----------------------	--	---------------	--



令和4年度6月補正予算を編成しました

# 市民の暮らしを守り経済の再生を目指します

## しづかわ暮らし応援クーポン券を全市民に配布します

コロナ禍の長期化における物価高騰により、大きな打撃を受けている市民の暮らしを応援するとともに、市内商店などの利用機会を増やし、市内事業者を支援するため、「しづかわ暮らし応援クーポン券」を配布します。このクーポン券は、市内の登録店舗で1枚5000円の割引券として利用できます。詳しくは、**■商工振興課(☎25969)へ**。



### クーポン券の配布と利用について

**配布時期** 8月下旬に市内全世帯に郵送で配布します  
**配布対象** 令和4年8月1日(月)時点で本市の住民基本台帳に登録されている全ての世帯および世帯員  
※8月2日(火)以降に転入した世帯、出生・転入した市民についても、クーポン券の利用期限までに世帯主または世帯員からの申し出があれば、追加で配布します  
**配布枚数** 1世帯(世帯主)

### クーポン券の取扱店を募集

利用できる店舗など しづかわ暮らし応援クーポン券に同封して配布する「取扱店一覧」を確認してください  
※店舗などの追加については、随時、市ホームページでお知らせします  
**利用期限** 11月30日(水)

## 中小企業者の事業継続・回復を支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した市内中小企業者の事業継続および回復を支援するため、国の事業復活支援金を受給した中小企業者に対して助成金を交付します。  
**対象** ①申請日時点で、市内に営業している事業所などを置く中小企業者(本社が

000円未満切り捨て) ※1事業者1回限り  
**申請方法** 必要書類(市ホームページにあり)を原則郵送で商工振興課(〒377-8501・石原80)へ  
**申請期限** 9月30日(金)  
**問合せ先** **■商工振興課(☎25969)**  
ページID 9769

## 小規模事業者の事業継続・サービス拡充を支援

コロナ禍の長期化における物価高騰により影響を受ける市内小規模事業者を対象に、事業継続や集客を目的とした広告宣伝費や、コロナ禍における新しい生活様式に対応するためのサービス拡充等を目的とした設備導入費などに対して補助を行います。  
**対象** 次の①〜③などを満たす事業者  
①申請日時点で、市内に営業している事業所などを置く小規模事業者(本社が市外に所在する法人および支店を除く)

(別表1)

補助対象経費	補助率(上限額)
<b>〈事業継続PR型〉</b> ○チラシ作成やインターネットを活用した広告宣伝費 ○集客を目的としたクーポン券などの作成に係る費用 ○事業内容および営業時間の変更やインバウンド向けの外国語表記に係る看板のリニューアル費	3分の2(20万円)
<b>〈サービス拡充・販路拡大設備導入支援型〉</b> ○集客・感染症対策を目的とした新たな設備導入費用 ○キャッシュレス化への移行に係る費用 ○インターネットを活用した販路拡大に係る費用 ○インバウンドに対応するための自動翻訳機などの導入費	3分の2(30万円)

## 高齢者世帯のエアコン購入費を助成します



高齢者の熱中症予防、物価高騰対策および市内業者利用促進として、エアコンのない高齢者世帯に対し、エアコン購入費を助成します。  
**補助対象** 次の①〜③の全てを満たす世帯  
①本市に居住し、住民登録がある、75歳以上の高齢者のみの世帯  
②居住する自宅にエアコンが1台も設置されていない世帯(故障などで使用できない場合を含む)  
③住民税非課税世帯  
※生活保護受給世帯は対象外となります  
**補助対象機器** 令和4年4月1日以降に購入し、設置した新品のエアコン  
※1世帯当たり1台限り  
**補助金額** エアコンの購入および設置費用の2分の1(上限額5万円)  
※1000円未満は切り捨て  
※市内業者を利用した場合は、最大2万円を加算  
**申請方法** 次の①〜⑦を持参し、高齢者安心課または各行政センターで申請してください  
①印鑑  
②領収書の写し  
③エアコン設置後の状況が分かる写真  
④振込口座の通帳の写し  
⑤市内業者である確認書(市内業者利用者のみ)  
⑥令和4年度非課税証明書(令和4年1月1日に市外に住民登録があった人のみ)  
⑦貸主の承諾書(借家の場合のみ)  
**申請期限** 10月31日(月)  
**問合せ先** **■高齢者安心課(☎22257)**

## 令和4年度6月補正予算の概要

問合せ先 **■財務課(☎2414)**

### 〈主な内容〉

#### ■原油価格・物価高騰総合緊急対策

- ①市内小売店、飲食店などで使える割引券を全世帯に配布(2億4,918万3千円)
- ②小規模事業者の事業継続に向けた取り組みを支援(3,200万円)
- ③公共交通を利用した県外からの宿泊客にクーポン券を配布(5,022万1千円)
- ④介護施設などの食材高騰対策を支援(1,541万9千円)

#### ■新型コロナウイルス生活経済安定対策

- ①売上げが減少した中小企業者および個人事業主の経営を支援(5,500万円)
- ②生活困窮世帯の就労による自立を支援(200万円)

- ③75歳以上で市民税非課税世帯のエアコン設置費を助成(2,700万円)
- ④保育施設などの臨時休園時における園児の一時預かり体制を整備(330万円)

#### ■若年がん患者の在宅療養を支援

(154万8千円)

#### ■HPVワクチンの任意接種費用をさかのぼって助成

(432万5千円)

6月補正予算の概要 (単位:千円)

会計名	補正前予算額	6月補正予算額	補正後予算額
一般会計	33,265,603	603,468	33,869,071
特別会計	8,836,370	4,800	8,841,170
国民健康保険特別会計(事業勘定)			



## 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

### ひとり親世帯の生活費を支援

新型コロナウイルスによる影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、生活の支援を行うため、給付金を支給します。

この給付金の対象になる人は、給付申請をしてください。なお、令和4年4月分の児童扶養手当を受給した人は申請不要です。

**申請対象** 平成16年4月2日以後に生まれた児童を養育するひとり親のうち、次の①または②のいずれかに該当する人

①公的年金(遺族年金・障害年金・老齢年金など)の受給者で、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人のうち、収入が所定の基準額を超えない人

②新型コロナの影響により家計が急変し、申請者および扶養義務者の収入が児童扶養手当受給水準まで下がった人

※現在までに児童扶養手当を申請していない人、認定されていない人も対象者に含まれます

**給付額** 児童1人につき5万円

**問合せ先** ☎こども課(☎2415)



### 低所得の子育て世帯の生活費を支援

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を行うため、給付金を支給します。ただし、すでにひとり親世帯として左記の給付金を受給した人は対象外です。

この給付金の対象になる人は、給付申請をしてください。なお、令和4年4月分以降の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度の住民税均等割が非課税である人は、申請不要です。

**申請対象** 平成16年4月2日以後に生まれた児童を養育する人のうち、次の①から③までのいずれかに該当する人

①令和4年度の住民税均等割が非課税であって、平成16年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた児童を養育している人

②令和4年度の住民税均等割が非課税であって、児童手当を受給している公務員など

③新型コロナの影響により家計が急変し、住民税均等割が非課税水準まで下がった人

**給付額** 児童1人につき5万円

**申請方法** 右下の2次元コードから「しづかわ子育て応援ナビ」を確認またはこども課に問い合わせてください

**申請期限** 令和5年2月28日(火)

**問合せ先** ☎こども課(☎2415)



## 新型コロナ傷病見舞金・手当金の支給対象期間を延長

### 新型コロナウイルス感染症傷病見舞金

**支給対象** 次の①～⑤に全て該当する人

①市国民健康保険の加入者

②国民健康保険税の滞納のない世帯に属している

③個人事業主などとして営業収入、農業収入、不動産収入、山林収入などを得て生計を維持している

④市新型コロナウイルス感染症傷病手当金の受給者ではない

⑤令和2年7月1日から令和4年9月30日(金)までの間で、新型コロナウイルス感染症の感染により収入が得られない期間がある

**支給額** 被保険者1人につき20万円(1回限り)

**申請方法** 支給要件の確認などが必要なため、電話で問い合わせてください

**申請期限** 11月30日(水)

**問合せ先** ☎保険年金課(☎2461)

### 新型コロナウイルス感染症傷病手当金

**支給対象** 市国民健康保険に加入している被用者(給与などの支払いを受けている人)が感染または感染の疑いがあるため仕事を休み、事業主から給与などを受け取ることができない場合

**支給対象日数** 令和2年7月1日から令和4年9月30日(金)までの間で、就労ができなくなった日から起算して4日目以降の就労ができない日数

※入院が継続する場合などは最長1年6カ月分まで支給します

**支給額** 日額平均給与×3分の2×支給対象日数  
※日額平均給与は、直近の連続した3カ月間の給与などの収入の合計額を就労日数で割った金額

**申請方法** 休業状況の確認などが必要なため、電話で問い合わせてください

**問合せ先** ☎保険年金課(☎2461)